㈭　直近の会計年度における取引高
㈮　法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満、３分の２以上」の何れに該当するか
ウ．提供していただく情報
㈠　契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
㈡　契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）
エ．公表日
契約締結日の翌日から起算して72日以内（４月１日から４月30日までの間に締結した契約については93日以内）

5　Summary
⑴ Official in charge of contracts: Tomoyuki Sakurai, Executive Vice President, The Japan Foundation
⑵ Classification of the products to be procured: 56, 58
⑶ Nature and quantity of the products: Overseas Delivery of the Bulletin Materials of the Japanese-Language Proficiency Test and Incidental Materials, 1 set
⑷ Delivery period: March 31, 2020 However, when there is no offer of change or cancellation of the contract from any party within 3 months from the date of expiry, the period will be extended for one more year.
⑸ Delivery place: As shown in the tender documentation
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① not come under Articles 16 and 18 of the Japan Foundation's Rules for the operation of Accounting;
② have Grade A classification in offering services in terms of the qualification for participating in tenders (single qualification for every ministry and agency) for fiscal years 2016, 2017 and 2018;
③ not currently be under suspension of nomination by the Japan Foundation;
④ be able to reliably fulfill the terms of the contract with the Japan Foundation and who have no record of default, delay or other breach of promise over the past year;
⑤ other requirements for participating in this tender refer to Tender explanation
⑺ Date and time for tender explanation meeting: 10:00 September 26th, 2018 at The Japan Foundation Center 9F Seminar room № 1, 4―4―1 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160―0004
⑻ Time limit of tender: 10:00 November 6th, 2018 at The Japan Foundation Headquarters
⑼ Contact point for the notice: Kodai Tomokawa, The Japan Foundation Center for Japanese-Language Testing, 4―3, Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160―0004, Japan, TEL 03―5367―1021, FAX 03―5367―1025, E-mail: jlpt@jpf.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年７月20日
独立行政法人国際交流基金
契約担当職　理事　櫻井　友行
◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　56、58
⑵　調達件名及び数量　日本語能力試験　試験資材等国際宅配業務
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
契約締結日～平成32年３月31日
（ただし、期間満了の日から３か月以内に甲乙いずれからも契約の解除又は変更の申し出がないときは契約期間を１年間延長するものとする。）
⑷　履行場所　入札説明書による。
⑸　入札方法　送付に要する諸費用単価に見込数量を乗じて得た総合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち消費税課税項目に相当する金額に当該金額の８％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの合計価格を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28～30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡの等級に格付けされた者であること。全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと（当基金では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。
※統一資格審査申請・調達情報検索サイト
http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html
⑶　独立行政法人国際交流基金から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑷　独立行政法人国際交流基金との契約に関して過去１年において債務不履行、納期遅延等をおこしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札問い合わせ先　〒160―0004 新宿区四谷４丁目３番　独立行政法人国際交流基金日本語試験センター　（担当：友川）　電話03―5367―1021　ＦＡＸ03―5367―1025　e-mail：jlpt@jpf.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　下記⑶の説明会にて交付
⑶　入札説明会の日時、場所及び参加方法
平成30年９月26日（水）10時00分（予定）
※別途公告中の「日本語能力試験 広報資材関連国際宅配業務」の入札説明会と同時に実施する。
⑷　〒160―0004 東京都新宿区四谷４―４―１　独立行政法人国際交流基金本部９階第１セミナー室
前日10時00分までに上記３⑴e-mailアドレス宛に参加申込みを行うこと。
※入札に参加希望のものは、この入札説明会に必ず参加すること。
⑸　事前審査書類の提出期限　平成30年10月16日（火）15時00分（予定）
⑹　入札の日時及び場所　平成30年11月６日（火）14:00（予定）
〒160―0004 東京都新宿区四谷４―４―１　独立行政法人国際交流基金本部９階第１セミナー室
4　その他
⑴　入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示す証明書等の必要資料を所定期限までに提出しなければならない。当該資料は独立行政法人国際交流基金において審査するものとし、競争参加資格を有する者による入札を行うものとする。入札者は、当該資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　入札説明書に定める条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
⑻　独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされている。